



様式第二号の八（第八条の四の五関係）

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和6年 6月21日

青森県知事 宮下 宗一郎 殿

提出者

住 所 三沢市桜町一丁目1-38

氏 名 三沢市長 小檜山 吉紀

電話番号 0176-53-5111



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	三沢市浄化センター
事業場の所在地	青森県三沢市大字三沢字下堀25-1
計画期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	下水道業(363)
② 事業の規模	処理水量：約2,335, 661m ³ /年
③ 従業員数	13人(委託業者) ※管理は、三沢市下水道課計画工務係2人
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙水処理フロー図、汚泥処理フロー図、沈砂等処理フロー図のとおり

(日本工業規格A列4番)

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙管理体制に関する事項のとおり

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	有機性汚泥、沈砂、し渣	
	排 出 量	23,229t	t
(これまでに実施した取組)			
② 計画	脱水汚泥の状態分析や脱水設備の適切な管理と運用、また有効な凝集剤の選定等を行うことで汚泥の含水率を低減させ最終処分量の抑制を図った。		
	【目標】		
	産業廃棄物の種類	有機性汚泥、沈砂、し渣	
(今後実施する予定の取組)			
下水道の整備及び水洗化率の向上により、流入水量の増加が予想されるが、効果的な医薬材料品の導入検討や効率的な運転方法の実施により最終処分量の抑制を図る。			

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)	
	工程ごとに発生したものをデータ管理、保管している。	
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)	
	・廃棄物の性状分析の定期実施と処理状況を記録する。 ・マニフェスト伝票の管理を徹底する。 ・電子マニフェストの導入にあたり準備を行う。	

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

【前年度（ 年度） 実績】			
①現状	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	— t	t
	(これまでに実施した取組)		
【目標】			
②計画	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	— t	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

【前年度（令和5年度） 実績】			
① 現状	産業廃棄物の種類	有機性汚泥、沈砂、し渣	
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	— t	t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	20, 991t	t
(これまでに実施した取組)			
発生した産業廃棄物は自ら処理することを原則とし、処理業者に委託する場合でも収集運搬から処分に至るまで確認し、的確に管理している。			
【目標】			
②計画	産業廃棄物の種類	有機性汚泥、沈砂、し渣	
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	— t	t
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	21, 000t	t
(今後実施する予定の取組)			
汚泥状況の変化に左右されない安定した脱水を行うため、処理場の受注業者に必要な指導を行う。			

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度(年度) 実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	— t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	— t	t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状	【前年度(令和5年度) 実績】		
	産業廃棄物の種類	有機性汚泥、沈砂、し渣	
	全処理委託量	2,226t	
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	2,226t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
(これまでに実施した取組)			
民間業者委託によりコンポスト化及びセメント材料化。			

(第5面)

【目標】		
	産業廃棄物の種類	有機性汚泥、沈砂、し渣
	全処理委託量	2,300t
②計画	優良認定処理業者への 処理委託量	t
	再生利用業者への 処理委託量	2,300t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t
(今後実施する予定の取組)		
再生処理業者の調査を行い、将来増に対応する。		
※事務処理欄		

(第6面)

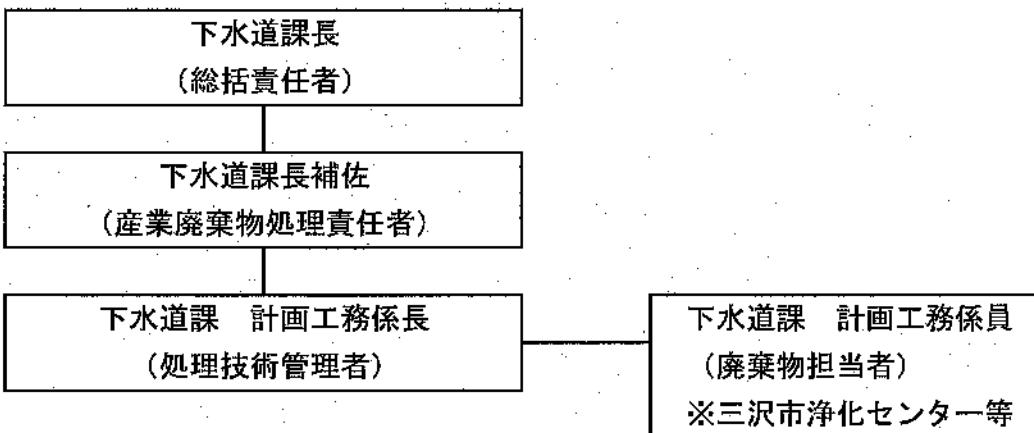
備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
(1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
(2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
(3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(1) 責任者及び組織図

総括責任者	上下水道部 下水道課長
廃棄物処理責任者	上下水道部 下水道課長補佐
処理技術管理者	上下水道部 下水道課 計画工務係長
廃棄物担当者	上下水道部 下水道課 計画工務係員



(2) 管理体制の強化

廃棄物の適正な処理及び減量（汚泥の有効利用など）に向け処理場、関係課と検討する。

(3) 教育・研修

発生する廃棄物の種類、処理方法に関する留意事項を整理し、処理場の運転管理をしている委託業者及び担当職員に対し定期的に教育・研修等を行う。

○廃棄物処理基礎研修

処理場の運転管理をしている委託業者を対象として、廃棄物関係法令、関係官庁の指導方針を周知徹底するための教育研修

○職員の実務研修

担当職員を対象として、廃棄物の取扱いの実務研修への参加

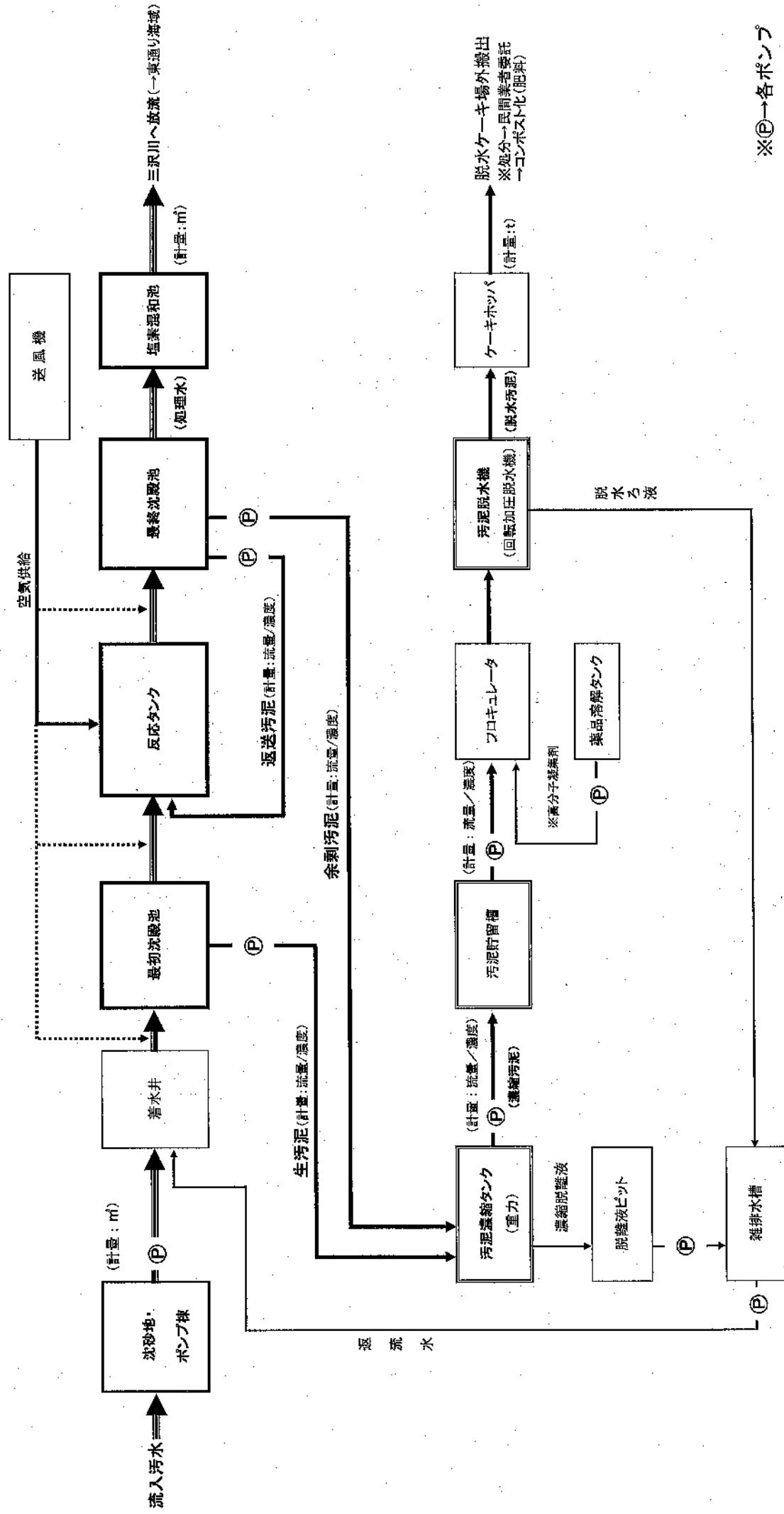
(4) 情報公開

廃棄物処理及び水処理に関して、情報の公開に努める。

また、施設見学がある場合は、処理状況についても説明を行い理解を得る。

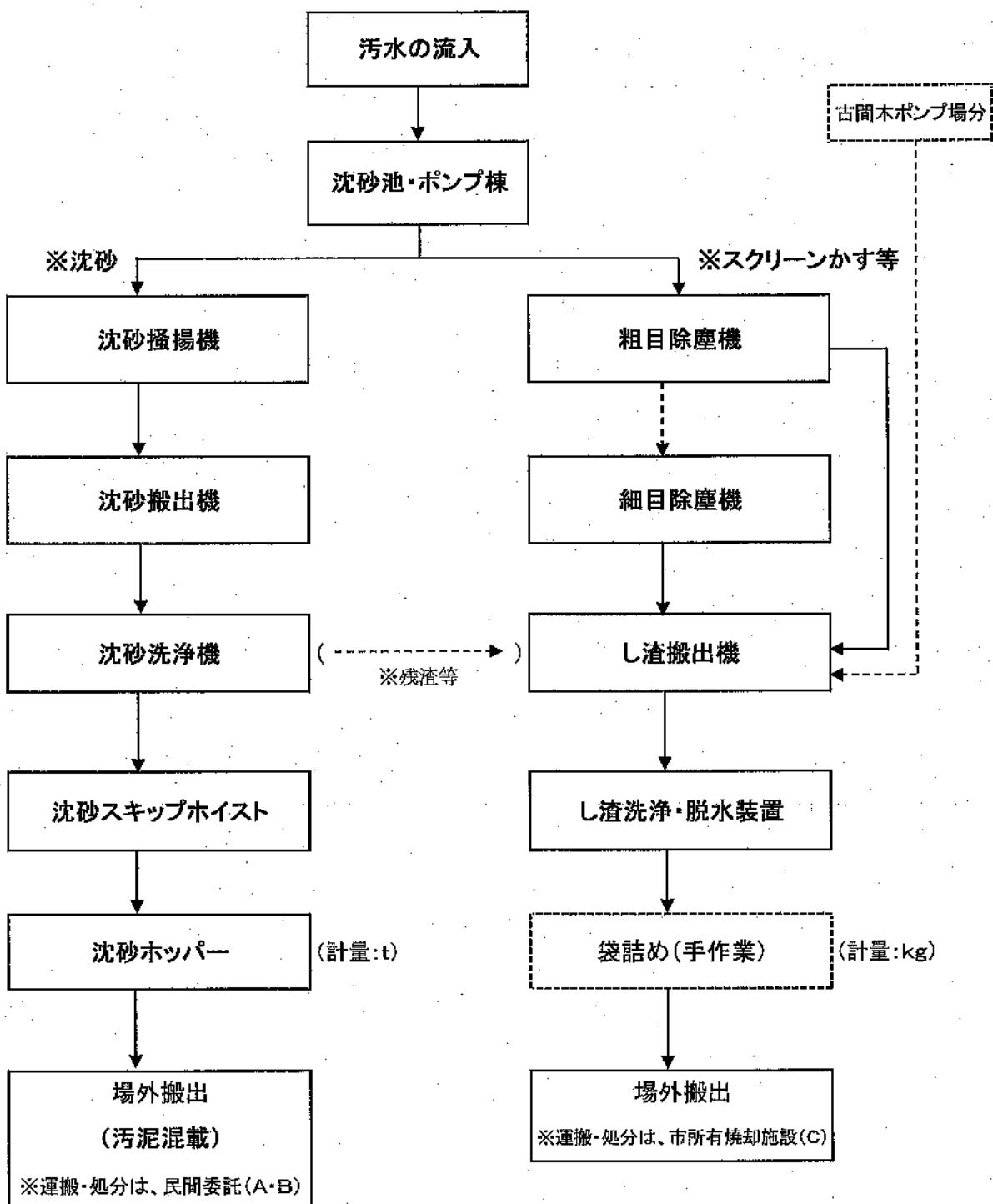
三沢市浄化センター：水処理フロー図

(処理方式)
標準活性汚泥法



三沢市浄化センター：沈砂等処理フロー図

1. 運転業務は、民間業者へ委託。
2. 沈砂等の運搬・処分は、民間業者または市所有施設へ委託。
※運搬：A、処分：Bおよび運搬・処分：C
3. 沈砂等は、産業廃棄物として運搬・処分。
4. 沈砂等とは、沈砂、スクリーンかす等。
5. 古間木ポンプ場発生分も投入。



三沢市浄化センター:汚泥処理フロー図

1. 運転業務は、民間業者へ委託。
2. 汚泥の運搬・処分も、民間業者へ委託。※運搬:A、処分:B

